

協会会員
介護福祉士養成施設 代表者 殿

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会
会 長 澤 田 豊
〔公印省略〕

介護福祉士国家資格取得経過措置の延長について

日頃から介護福祉士の養成にご尽力されておりますことを感謝申し上げます。

さて、養成校卒業生に係る介護福祉士資格取得の一元化に関し、社会福祉士及び介護福祉士法により令和 8 年度（9 年 3 月）までに養成校を卒業する者について、介護福祉士資格取得の経過措置を講ずることとされています。

当協会は、経過措置が終了された場合には、留学生が確実に在留資格を取得でき、修学資金の返済免除を受けられる保証がないため、留学先として日本を選ばず、または留学生が在留資格の取得が不確実な介護分野を選ばなくなり、介護福祉士養成施設の入学者が減少することで、介護福祉士養成施設が減少し、日本人の学生を含めた介護の教育の機会が喪失するおそれがあることなどから、経過措置の延長要望を行ってまいりました。

このことに関して、これまでの経緯や経過措置延長の動きについて 3 月 10 日付「介護福祉士国家資格取得経過措置の延長について」、及び 4 月 7 日付の通知においてお伝えいたしましたが、今回、経過措置を延長する措置を含む「社会福祉法等の一部を改正する法律案」が本年 6 月 19 日に成立しましたのでお知らせいたします。

なお、対象の事項の施行日は令和 8 年 6 月 25 日となっております。

この法案には別紙のとおり附帯決議が付されておりますので、是非ご覧いただき今後のご対応をお願いいたします。

なお、先日開催されました定時総会でもこの附帯決議を踏まえたご発言が小笠原副会長及び厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室長からも別添のとおりいただいておりますので、ご一読いただければと存じます。

以上

公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会

担当 山田 (yamada@kaiyokyo.net)

〒113-0033

東京都文京区本郷 3-3-10

藤和シティコープ御茶ノ水 2 階

TEL: 03-3830-0471 FAX: 03-3830-0472

社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆議院)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一～十九(略)

二十 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る経過措置の度重なる延長については、本来速やかに終了させるべき措置であり、今回の延長を最後とすることを基本として、五年後の終了に向けた必要な施策を確実に実施すること。介護福祉士養成施設の留学生や特定技能等の在留資格で就労しつつ資格取得を目指す外国人に対し、日本語教育の充実、好事例の共有、多言語による学習教材・試験対策講座の提供、留学生指導ガイドラインの整備等を通じて、国家試験合格に向けたきめ細やかな支援を充実させること。併せて、パート合格制度の効果について分析を行い、必要な見直しを検討すること。

二十一～二十七(略)

社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(参議院)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一～十一(略)

十二、介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る経過措置の度重なる延長については、本来速やかに終了させるべき措置であり、今回の延長を最後とすることを基本として、五年後の終了に向けた必要な施策を確実に実施すること。介護福祉士養成施設の留学生や特定技能等の在留資格で就労しつつ資格取得を目指す外国人に対し、日本語教育の充実、好事例の共有、多言語による学習教材・試験対策講座の提供、留学生指導ガイドラインの整備等を通じて、国家試験合格に向けたきめ細やかな支援を充実させること。併せて、パート合格制度の効果について分析を行い、必要な見直しを検討すること。

十三～十五(略)

小笠原副会長報告(令和8年6月5日定時総会)

経過措置が長く続いている中で、次の延長を期待する声もあるかもしれませんが、衆議院で通過した附帯決議には、「経過措置の度重なる延長については、本来速やかに終了させるべき措置であり、今回の延長を最後とすることを基本として5年後の終了に向けた必要な策を確実に実施すること」とされています。5年と明確に年数が書かれており次の延期を期待するということは非常に難しいと思われます。しっかり覚悟を持ってこれからの5年間を無為に過ごすことなく、5年後に養成校各校が継続していけるように努力をしていかなければならない期間となります。もちろん介養協としても外国人留学生支援委員会や、教育力向上委員会でもしっかりこの問題に取り組んでいきたいと思えます。先日の社会保障審議会でも国家試験の問題自体が読解を求めるような問題も非常に多く、3割ぐらいありますので、日本語の読解の試験ではなく、介護の専門性を問う問題にしていきたいということも発言をさせていただいています。

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室

芦田正嗣室長挨拶(同日)

特にかねてより課題となっております外国人留学生の合格率。昨年度の国家試験では、(略)全体で34.5%となっており、養成施設の皆様には再受験する卒業生の方への支援も含めまして、合格に向けた取り組みにこれまで以上に、より一層力を入れていただくと幸いです。

また協会におかれましても、例えば好事例の収集、分析、展開など、合格率の向上に向けて、より一層積極的に取り組んでいただけますようよろしくお願いいたします。

また、このほか、審議会の方では、介護福祉士養成施設の今後のあり方についても重要な議論がございました。

福祉部会の報告書には、国家資格の取得に向けた取り組みの強化のほか、地域において期待される役割として、地域の担い手に対する各種研修等の実施。ICTやデジタルリテラシーに関する教育の実施、介護職員や他分野で働く人材へのリカレント教育の実施などに取り組むことが必要である旨が盛り込まれたところです。

今後、福祉人材確保のための協議会などにも積極的にご参加をいただき、自治体や介護事業者、職能団体等と十分に連携いただき、地域のニーズに応える取り組みについても、これまで以上に進めていただくことを大いに期待をしているところです。